

消費生活 トラブル

「明日●時頃、分電盤の点検に伺います」と電話が架かってきたので法定点検だと思い承諾した。翌日業者が訪問して点検を始めたところ「分電盤の耐用年数は法律で15年と決まっている。漏電したら火事になる」と言われ不安になり、約19万円で分電盤を交換する工事の契約をした。業者が帰った後、家族に相談したら契約先の電力会社に点検の有無を確認した方が良いと言われ、電力会社に確認したところ関係のない業者と分かった。クーリング・オフをしたい。

今月の相談



分電盤（ブレーカー）の点検商法

曾於市消費生活弁護士 相談会のお知らせ

日程 11月18日(水)
時間 午前10時～正午
場所 市役所本庁南棟
2階 多目的室②
定員 4名
相談時間 1人30分

※相談無料。事前申込み順です。

その3	その2	その1
訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日間クーリング・オフが可能です。 (※書面またはメールでの通知が必要になります)	電話などで点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。	分電盤（ブレーカー）など家庭用の電気設備は、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は必ず事前に書面での通知があり、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が訪問します。また法定点検後に調査員が、分電盤の交換工事の契約を持ち掛けることはありません。

お問い合わせ

消費生活センター ☎ 0986-76-8823

困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。

私たちの 体操教室

末吉町

北部体操教室



第2・4木曜日は北部地区公民館、第3木曜日は北部青少年館で元気に体操しています。30名以上の仲間がいて、とても賑やかで活気のある教室です。体操の指揮や掛け声は交代で行い、みんなが役割を持って参加しています。毎月、最終月曜日にはサロンもあり、ゲームをしたりお茶を飲んだりと交流をしています♪



濱田 敏子 さん

開所当初から教室に参加する敏子さん。体操教室の時だけでなく、自宅でもできる体操をして、体力づくりを頑張っています。パッチワークや洋裁が50年以上の趣味で、今も現役です。

お問い合わせ

福祉介護課 地域・高齢者支援係 ☎ 0986-76-8807